

第22期第16回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年11月21日（月）
13：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- (1) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使
について（諮問） . . . P1～2
- (2) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する
基本方針（案）について（協議） . . . P3～5
- (3) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等
の報告について（報告） . . . P6～8
- (4) 佐賀県知事管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の
報告及び漁業法第91条第1項に基づく指導について（諮問） . . . P9～29
- (5) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書
について（協議） . . . P30～37
- (6) 漁業許可方針（案）について（諮問） . . . P38～46
 小型機船底びき網漁業（長柄じょれん船びき漁業）
 雑魚三重流し刺網漁業
- (7) その他

3 閉 会

4水管第2546号

令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

<参照条文>

○漁業法

(管轄の特例)

第百八十三条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

- 2 都道府県知事の管轄に属する漁場(政令で定める要件に該当するものに限る。)において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

○漁業法施行令

(農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等)

第二十条 法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項(同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項(これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条(法第七十六条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項(これらの規定を法第八十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。)、第八十七条(法第八十八条第四項において準用する場合を含む。)、第八十八条第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第八十九条第一項(法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))及び第三項(法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項(これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定(これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))並びに法第百六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。))の規定による権限とする。

- 2 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

（1）共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況には差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

(2) 区画漁業権

① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第 91 条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第 1 号（農区第 11 号）：設定しない

4水管第2488号
令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	あさり漁業 3日 はまぐり漁業 68日 かき漁業 26日 もがい漁業 40日 にし漁業 8日 【※】	あさり漁業 3kg はまぐり漁業 166kg かき漁業 455kg もがい 2,000kg にし 65kg 【※】	1,789人	あさり漁業 1人 はまぐり漁業 7人 かき漁業 3人 もがい漁業 6人 にし漁業 4人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) 3. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日							
			からすがい漁業	1月1日	12月31日							
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日							
			ばい漁業	1月1日	12月31日							
			あかがい漁業	1月1日	12月31日							
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日							
			もがい漁業	1月1日	12月31日							
			にし漁業	1月1日	12月31日							
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日							
			しおふき漁業	1月1日	12月31日							
			あげまき漁業	1月1日	12月31日							
			まてがし漁業	1月1日	12月31日							
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日							
			はいがし漁業	1月1日	12月31日							
			しゃみせんがし漁業	1月1日	12月31日							
			たこ漁業	1月1日	12月31日							
		餌むし漁業	1月1日	12月31日		-						
		しゃこ漁業	1月1日	12月31日	しゃこ漁業 42日 【※】	しゃこ漁業 60kg 【※】	しゃこ漁業1人 【※】					
		いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日		-						
		第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	竹羽瀬漁業 2日	-	2人	竹羽瀬漁業 2人			
			三尺網漁業	1月1日	12月31日	三尺網漁業 20日	250kg 【※】	13人	三尺網漁業 13人			
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	あみもじ網漁業 584日	21,351kg 【※】	78人	あみもじ網漁業 76人			
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	こうもり網漁業 60日	326kg 【※】	37人	こうもり網漁業 36人			
			待網漁業(繁網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日	待網漁業 1,066日	2,310kg 【※】	62人	待網漁業 60人			
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	かにかご漁業 76日	1,081kg 【※】	17人	かにかご漁業 14人			
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	いかかご漁業 7日	3kg 【※】	4人	いかかご漁業 4人			
あなごかご漁業(釜を使用するも)	1月1日		12月31日	あなごかご漁業 212日	1,150kg 【※】	29人	あなごかご漁業 21人					
うなぎかご漁業(釜を使用するも)	1月1日		12月31日	うなぎかご漁業 50日 【※】	35kg 【※】	18人	うなぎかご漁業 19人 【※】					

【※】知事免許漁場分を含む。(漁協ヒアリングにより漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。)

【区画漁業権】

報告対象期間: 令和3年9月1日～令和4年4月30日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,832枚	総生産枚数 17.3億枚 総生産額 221.2億円 【※】	92人	67人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等) ・漁場改善のための取り組みを実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等) ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守 3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,138枚		314人	72人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,139枚		123人	84人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	15,992枚		339人	256人		○	適切かつ有効に活用されている。

【※】知事免許漁場分を含む。

水産第 3276 号
令和 4 年(2022 年)11 月 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告及び法第 91 条第 1 項に基づく指導について（諮問）

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会に報告します。

また、同法第 91 条第 1 項の規定に基づき、指導を行いたいので、同条第 3 項の規定に基づき貴委員会に諮問します。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当

TEL:0952-25-7145

令和3年度 資源管理の状況等の報告

免許番号： 有共第1号

漁業権者： 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日： 令和4年7月21日

報告の対象期間： 令和3年4月1日～令和4年3月31日

所属及び担当者氏名 本所 指導課

1 資源管理の状況等						
・漁業権行使規則の取組実績		・行使規則の遵守				
・区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29㎡				
・その他の取組		・資源保護の為、佐賀県有明海区において委員会指示により採捕禁止となっている魚種並びに資源量が著しく減少している魚種の採捕の自主的見送り ・有明水産振興センターによる定期、臨時モニタリングによる赤潮情報を生産者へ周知				
2 漁場の活用の状況						
	漁業種類	組合員行使権者	行使者数（人）	操業日数（日）	漁獲量(kg)	備考
第一種 共同 漁業 権	あさり漁業（養殖を除く）	1,789	1	3	3	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	はまぐり漁業	1,789	7	68	166	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	かき漁業（養殖を除く）	1,789	3	26	455	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	しおぶき漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	あかがい漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	もがいの漁業（養殖を除く）	1,789	6	40	2000	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	はいがいの漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	にし漁業	1,789	4	8	65	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	またがいの漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	ばい漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	あげまき漁業（養殖を除く）	1,789	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の
	うみたけ漁業（潜水器を除く）	1,789	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の
	からすがい漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	たいらぎ漁業（潜水器を除く）	1,789	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の
	うみぼうずき漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	しゃみせんがいの漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	くまさるぼう漁業（養殖を除く）	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	しゃこ漁業	1,789	1	42	60	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	たこ漁業	1,789	9	246	82	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
	いそぎんちゃく漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）
餌むし漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）	
あおりの漁業	1,789	0	0	0	（操業可能期間 1月1日から12月31日まで）	

行使権者数について 行使規則により、権利を有する者の資格として、住所要件を満たす「個人の組合員」であることとなっている為、漁

令和3年度 資源管理の状況等の報告

免許番号： 有共第1号

漁業権者： 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日： 令和4年7月21日

報告の対象期間： 令和3年4月1日～令和4年3月31日

所属及び担当者氏名： 本所 指導課 [REDACTED]

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29㎡				
・ その他の取組		・ 資源保護の為、佐賀県有明海区において委員会指示により採捕禁止となっている魚種並びに資源量が著しく減少している魚種の採捕の自主的見送り ・ 有明水産振興センターによる定期、臨時モニタリングによる赤潮情報を生産者へ周知				
2 漁場の活用の状況						
漁業種類		合員行使者数	行使者数（人）	操業日数（日）	漁獲量(kg)	備考
第 二 種 共 同 漁 業 権	建干網漁業	3	3	0	0	
	江切網漁業	1	1	0	0	
	潟羽瀬漁業	11	9	518	1233	
	樹網漁業		0	0	0	行使者なし
	竹羽瀬漁業	2	2	2	0	
	あみもじ網漁業	78	76	584	21351	
	こうもり網漁業	37	36	60	326	
	こうで四つ手網漁業	15	15	139	236.2	
	待網漁業	62	60	1066	2310	
	三尺網漁業	13	13	20	250	
	かにかご漁業	17	14	76	1081	
	いかかご漁業	4	4	7	3	
	むつごろうけ漁業	12	12	197	1137	
	あなごかご漁業	29	21	212	1150	
うなぎかご漁業	18	19	50	35		
はげかご漁業	22	20	228	1250		

令和3年度 資源管理の状況等の報告

免許番号： 有共第2号、第3号
 漁業権者： 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日： 令和4年7月21日
 報告の対象期間： 令和3年4月1日～令和4年3月31日
 所属及び担当者氏名： 本所 指導課

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29㎡				
・ その他の取組		・ 資源保護の為、佐賀県有明海区において委員会指示により採捕禁止となっている魚種並びに資源量が著しく減少している魚種の採捕の自主的見送り ・ 有明水産振興センターによる定期、臨時モニタリングによる赤潮情報を生産者へ周知				
2 漁場の活用の状況						
	漁業種類	組合員行使権者	行使者数（人）	操業日数（日）	漁獲量(kg)	備考
第三種共同漁業権	築磯漁業	1,789	3	30	0	

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（ノリひび建て養殖）		
報告対象期間	令和3年9月1日	から	令和4年4月30日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29m ³
・ その他の取組	・ 海況に合わせた集団管理の徹底（網撤去期間、支柱撤去開始日等の遵守） ・ 活性処理剤残液回収の実施 ・ 有明水産振興センターより発出される海況情報、ノリ養殖情報の生産者への周知

2 漁場の活用の状況								
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	柵数 （柵）	張込可能 柵数	行使率 （%）	水揚げ枚数 （千枚）	点検結果	評価
第1001号	ひび建養殖	0	0	1,740	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1002号	ひび建養殖	0	0	550	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1003号	ひび建養殖	0	0	340	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1004号	ひび建養殖	13	480	500	96.0	3,694	○	適切かつ有効に活用されている
第1005号	ひび建養殖	15	480	630	76.2	3,694	○	適切かつ有効に活用されている
第1006号	ひび建養殖	2	60	590	10.2	416	○	適切かつ有効に活用されている
第1007号	ひび建養殖	0	0	1,830	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1008号	ひび建養殖	0	0	880	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1009号	ひび建養殖	67	3,050	3,320	91.9	23,470	○	適切かつ有効に活用されている
第1010号	ひび建養殖	42	1,496	1,740	86.0	11,512	○	適切かつ有効に活用されている
第1011号	ひび建養殖	18	440	610	72.1	2,952	○	適切かつ有効に活用されている
第1012号	ひび建養殖	23	653	700	93.3	5,025	○	適切かつ有効に活用されている
第1013号	ひび建養殖	14	550	730	75.3	3,690	○	適切かつ有効に活用されている
第1014号	ひび建養殖	5	330	330	100.0	2,214	○	適切かつ有効に活用されている
第1015号	ひび建養殖	9	250	250	100.0	1,924	○	適切かつ有効に活用されている
第1016号	ひび建養殖	45	3,080	3,080	100.0	23,701	○	適切かつ有効に活用されている
第1017号	ひび建養殖	22	840	840	100.0	6,464	○	適切かつ有効に活用されている
第1018号	ひび建養殖	10	630	770	81.8	4,367	○	適切かつ有効に活用されている
第1019号	ひび建養殖	0	0	420	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1020号	ひび建養殖	0	0	200	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1021号	ひび建養殖	24	269	760	35.4	2,070	○	適切かつ有効に活用されている
第1022号	ひび建養殖	36	1,750	2,040	85.8	12,131	○	適切かつ有効に活用されている
第1023号	ひび建養殖	12	720	720	100.0	5,142	○	適切かつ有効に活用されている
第1024号	ひび建養殖	8	370	370	100.0	2,847	○	適切かつ有効に活用されている
第1025号	ひび建養殖	25	1,200	1,200	100.0	9,234	○	適切かつ有効に活用されている
第1026号	ひび建養殖	12	1,060	1,120	94.6	7,348	○	適切かつ有効に活用されている
第1027号	ひび建養殖	25	2,570	3,050	84.3	17,815	○	適切かつ有効に活用されている
第1028号	ひび建養殖	20	1,860	2,670	69.7	12,894	○	適切かつ有効に活用されている
第1029号	ひび建養殖	21	1,250	1,250	100.0	8,665	○	適切かつ有効に活用されている
第1030号	ひび建養殖	9	560	640	87.5	3,757	○	適切かつ有効に活用されている
第1031号	ひび建養殖	11	640	640	100.0	4,925	○	適切かつ有効に活用されている
第1032号	ひび建養殖	44	2,250	2,420	93.0	15,755	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	柵数 (柵)	張込可能 柵数	行使率 (%)	水揚枚数 (千枚)	点検結果	評価
第1033号	ひび建養殖	27	1,490	1,490	100.0	10,433	○	適切かつ有効に活用されている
第1034号	ひび建養殖	22	1,200	1,210	99.2	8,402	○	適切かつ有効に活用されている
第1035号	ひび建養殖	34	1,670	1,820	91.8	11,693	○	適切かつ有効に活用されている
第1036号	ひび建養殖	15	550	830	66.3	3,813	○	適切かつ有効に活用されている
第1037号	ひび建養殖	13	600	600	100.0	4,617	○	適切かつ有効に活用されている
第1038号	ひび建養殖	23	942	1,050	89.7	7,249	○	適切かつ有効に活用されている
第1039号	ひび建養殖	0	0	650	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1040号	ひび建養殖	14	690	910	75.8	4,831	○	適切かつ有効に活用されている
第1041号	ひび建養殖	22	1,270	1,270	100.0	9,773	○	適切かつ有効に活用されている
第1042号	ひび建養殖	15	1,080	1,080	100.0	7,712	○	適切かつ有効に活用されている
第1043号	ひび建養殖	19	1,730	1,810	95.6	11,607	○	適切かつ有効に活用されている
第1044号	ひび建養殖	28	1,640	1,730	94.8	12,620	○	適切かつ有効に活用されている
第1045号	ひび建養殖	9	560	720	77.8	3,757	○	適切かつ有効に活用されている
第1046号	ひび建養殖	21	1,420	1,930	73.6	9,843	○	適切かつ有効に活用されている
第1047号	ひび建養殖	28	1,800	2,000	90.0	12,478	○	適切かつ有効に活用されている
第1048号	ひび建養殖	28	2,040	2,610	78.2	14,141	○	適切かつ有効に活用されている
第1049号	ひび建養殖	24	1,810	2,160	83.8	12,547	○	適切かつ有効に活用されている
第1050号	ひび建養殖	24	1,820	2,100	86.7	12,616	○	適切かつ有効に活用されている
第1051号	ひび建養殖	28	1,790	3,240	55.2	12,408	○	適切かつ有効に活用されている
第1052号	ひび建養殖	15	850	2,100	40.5	5,703	○	適切かつ有効に活用されている
第1053号	ひび建養殖	50	2,708	3,320	81.6	18,961	○	適切かつ有効に活用されている
第1054号	ひび建養殖	32	1,660	2,060	80.6	11,623	○	適切かつ有効に活用されている
第1055号	ひび建養殖	17	1,380	1,710	80.7	9,258	○	適切かつ有効に活用されている
第1056号	ひび建養殖	15	850	870	97.7	6,070	○	適切かつ有効に活用されている
第1057号	ひび建養殖	15	1,020	1,030	99.0	7,284	○	適切かつ有効に活用されている
第1058号	ひび建養殖	52	2,740	3,200	85.6	19,566	○	適切かつ有効に活用されている
第1059号	ひび建養殖	35	2,280	2,570	88.7	16,281	○	適切かつ有効に活用されている
第1060号	ひび建養殖	25	1,700	1,830	92.9	12,140	○	適切かつ有効に活用されている
第1061号	ひび建養殖	61	3,220	3,270	98.5	22,994	○	適切かつ有効に活用されている
第1062号	ひび建養殖	34	2,820	2,990	94.3	20,138	○	適切かつ有効に活用されている
第1063号	ひび建養殖	25	1,600	1,720	93.0	11,426	○	適切かつ有効に活用されている
第1064号	ひび建養殖	31	1,820	2,290	79.5	12,997	○	適切かつ有効に活用されている
第1065号	ひび建養殖	33	1,920	2,110	91.0	13,711	○	適切かつ有効に活用されている
第1066号	ひび建養殖	0	0	1,690	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1067号	ひび建養殖	21	780	1,390	56.1	5,570	○	適切かつ有効に活用されている
第1068号	ひび建養殖	64	1,970	4,060	48.5	14,068	○	適切かつ有効に活用されている
第1069号	ひび建養殖	11	340	980	34.7	2,381	○	適切かつ有効に活用されている
第1070号	ひび建養殖	24	840	1,440	58.3	5,998	○	適切かつ有効に活用されている
第1071号	ひび建養殖	44	1,510	2,310	65.4	10,783	○	適切かつ有効に活用されている
第1072号	ひび建養殖	11	380	660	57.6	2,393	○	適切かつ有効に活用されている
第1073号	ひび建養殖	21	1,170	1,170	100.0	8,355	○	適切かつ有効に活用されている
第1074号	ひび建養殖	14	560	720	77.8	3,757	○	適切かつ有効に活用されている
第1075号	ひび建養殖	42	2,750	3,230	85.1	19,638	○	適切かつ有効に活用されている
第1076号	ひび建養殖	39	2,100	2,380	88.2	14,996	○	適切かつ有効に活用されている
第1077号	ひび建養殖	15	1,170	1,200	97.5	7,850	○	適切かつ有効に活用されている
第1078号	ひび建養殖	14	720	820	87.8	5,142	○	適切かつ有効に活用されている
第1079号	ひび建養殖	13	800	820	97.6	5,713	○	適切かつ有効に活用されている
第1080号	ひび建養殖	10	760	920	82.6	5,099	○	適切かつ有効に活用されている
第1081号	ひび建養殖	7	480	580	82.8	3,220	○	適切かつ有効に活用されている
第1082号	ひび建養殖	29	1,700	1,760	96.6	12,140	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	柵数 (柵)	張込可能 柵数	行使率 (%)	水揚枚数 (千枚)	点検結果	評価
第1083号	ひび建養殖	0	0	340	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1084号	ひび建養殖	0	0	790	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1085号	ひび建養殖	0	0	530	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1086号	ひび建養殖	5	150	650	23.1	945	○	適切かつ有効に活用されている
第1087号	ひび建養殖	6	180	540	33.3	1,285	○	適切かつ有効に活用されている
第1088号	ひび建養殖	14	13	620	2.1	100	○	適切かつ有効に活用されている
第1089号	ひび建養殖	16	400	710	56.3	2,684	○	適切かつ有効に活用されている
第1090号	ひび建養殖	26	670	900	74.4	4,495	○	適切かつ有効に活用されている
第1091号	ひび建養殖	22	990	1,030	96.1	7,070	○	適切かつ有効に活用されている
第1092号	ひび建養殖	24	1,320	1,320	100.0	9,426	○	適切かつ有効に活用されている
第1093号	ひび建養殖	20	1,100	1,100	100.0	7,380	○	適切かつ有効に活用されている
第1094号	ひび建養殖	32	1,890	2,100	90.0	13,496	○	適切かつ有効に活用されている
第1095号	ひび建養殖	26	1,080	1,240	87.1	7,712	○	適切かつ有効に活用されている
第1096号	ひび建養殖	20	800	830	96.4	5,602	○	適切かつ有効に活用されている
第1097号	ひび建養殖	24	800	850	94.1	5,602	○	適切かつ有効に活用されている
第1098号	ひび建養殖	21	1,200	1,240	96.8	8,569	○	適切かつ有効に活用されている
第1099号	ひび建養殖	20	2,310	2,380	97.1	16,496	○	適切かつ有効に活用されている
第1100号	ひび建養殖	42	1,480	1,480	100.0	10,363	○	適切かつ有効に活用されている
第1101号	ひび建養殖	0	0	1,620	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1102号	ひび建養殖	43	1,980	2,910	68.0	12,468	○	適切かつ有効に活用されている
第1103号	ひび建養殖	43	1,300	1,300	100.0	9,103	○	適切かつ有効に活用されている
第1104号	ひび建養殖	23	720	820	87.8	4,534	○	適切かつ有効に活用されている
第1105号	ひび建養殖	18	720	720	100.0	4,534	○	適切かつ有効に活用されている
第1106号	ひび建養殖	42	1,170	1,220	95.9	8,192	○	適切かつ有効に活用されている
第1107号	ひび建養殖	36	1,560	1,560	100.0	11,140	○	適切かつ有効に活用されている
第1108号	ひび建養殖	23	960	960	100.0	6,045	○	適切かつ有効に活用されている
第1109号	ひび建養殖	17	800	820	97.6	5,038	○	適切かつ有効に活用されている
第1110号	ひび建養殖	22	540	620	87.1	4,155	○	適切かつ有効に活用されている
第1111号	ひび建養殖	16	700	730	95.9	4,901	○	適切かつ有効に活用されている
第1112号	ひび建養殖	10	400	400	100.0	2,801	○	適切かつ有効に活用されている
第1113号	ひび建養殖	29	1,700	1,720	98.8	10,705	○	適切かつ有効に活用されている
第1114号	ひび建養殖	31	1,700	1,790	95.0	10,705	○	適切かつ有効に活用されている
第1115号	ひび建養殖	12	400	420	95.2	2,801	○	適切かつ有効に活用されている
第1116号	ひび建養殖	17	620	620	100.0	4,341	○	適切かつ有効に活用されている
第1117号	ひび建養殖	47	1,220	1,260	96.8	7,682	○	適切かつ有効に活用されている
第1118号	ひび建養殖	0	0	570	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1119号	ひび建養殖	0	0	330	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1120号	ひび建養殖	24	900	1,300	69.2	5,667	○	適切かつ有効に活用されている
第1121号	ひび建養殖	25	900	980	91.8	5,667	○	適切かつ有効に活用されている
第1122号	ひび建養殖	21	595	670	88.8	4,579	○	適切かつ有効に活用されている
第1123号	ひび建養殖	16	900	950	94.7	5,667	○	適切かつ有効に活用されている
第1124号	ひび建養殖	23	1,200	1,200	100.0	7,556	○	適切かつ有効に活用されている
第1125号	ひび建養殖	24	1,000	1,000	100.0	6,297	○	適切かつ有効に活用されている
第1126号	ひび建養殖	29	1,400	1,580	88.6	8,816	○	適切かつ有効に活用されている
第1127号	ひび建養殖	21	550	610	90.2	3,463	○	適切かつ有効に活用されている
第1128号	ひび建養殖	0	0	690	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1129号	ひび建養殖	0	0	680	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1130号	ひび建養殖	0	0	520	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1131号	ひび建養殖	0	0	530	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1132号	ひび建養殖	39	1,520	2,640	57.6	9,571	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	柵数 (柵)	張込可能 柵数	行使率 (%)	水揚枚数 (千枚)	点検結果	評価
第1133号	ひび建養殖	34	1,720	1,720	100.0	10,831	○	適切かつ有効に活用されている
第1134号	ひび建養殖	30	1,340	1,350	99.3	8,438	○	適切かつ有効に活用されている
第1135号	ひび建養殖	36	1,340	1,360	98.5	8,438	○	適切かつ有効に活用されている
第1136号	ひび建養殖	26	910	930	97.8	5,730	○	適切かつ有効に活用されている
第1137号	ひび建養殖	0	0	210	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1138号	ひび建養殖	0	0	1,670	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1139号	ひび建養殖	0	0	560	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1140号	ひび建養殖	0	0	740	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1141号	ひび建養殖	19	580	610	95.1	3,097	○	適切かつ有効に活用されている
第1142号	ひび建養殖	24	1,060	1,140	93.0	6,675	○	適切かつ有効に活用されている
第1143号	ひび建養殖	0	0	770	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1144号	ひび建養殖	0	0	1,400	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1145号	ひび建養殖	16	520	670	77.6	2,776	○	適切かつ有効に活用されている
第1146号	ひび建養殖	28	1,512	1,940	77.9	9,914	○	適切かつ有効に活用されている
第1147号	ひび建養殖	12	1,088	1,380	78.8	7,134	○	適切かつ有効に活用されている
第1148号	ひび建養殖	21	920	930	98.9	5,793	○	適切かつ有効に活用されている
第1149号	ひび建養殖	12	384	480	80.0	2,518	○	適切かつ有効に活用されている
第1150号	ひび建養殖	12	1,096	1,680	65.2	7,186	○	適切かつ有効に活用されている
第1151号	ひび建養殖	12	680	940	72.3	4,459	○	適切かつ有効に活用されている
第1152号	ひび建養殖	0	0	210	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1153号	ひび建養殖	0	0	650	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1154号	ひび建養殖	9	480	2,210	21.7	2,563	○	適切かつ有効に活用されている
第1155号	ひび建養殖	30	820	1,060	77.4	5,350	○	適切かつ有効に活用されている
第1156号	ひび建養殖	19	800	830	96.4	4,271	○	適切かつ有効に活用されている
第1157号	ひび建養殖	19	1,300	1,510	86.1	8,524	○	適切かつ有効に活用されている
第1158号	ひび建養殖	12	1,440	1,800	80.0	9,442	○	適切かつ有効に活用されている
第1159号	ひび建養殖	12	480	480	100.0	3,023	○	適切かつ有効に活用されている
第1160号	ひび建養殖	17	490	590	83.1	3,197	○	適切かつ有効に活用されている
第1161号	ひび建養殖	19	1,680	1,680	100.0	8,970	○	適切かつ有効に活用されている
第1162号	ひび建養殖	29	850	850	100.0	5,545	○	適切かつ有効に活用されている
第1163号	ひび建養殖	15	420	440	95.5	2,242	○	適切かつ有効に活用されている
第1164号	ひび建養殖	16	340	360	94.4	2,218	○	適切かつ有効に活用されている
第1165号	ひび建養殖	33	920	920	100.0	6,002	○	適切かつ有効に活用されている
第1166号	ひび建養殖	19	1,010	1,010	100.0	5,392	○	適切かつ有効に活用されている
第1167号	ひび建養殖	19	1,200	1,200	100.0	7,868	○	適切かつ有効に活用されている
第1168号	ひび建養殖	29	770	770	100.0	5,023	○	適切かつ有効に活用されている
第1169号	ひび建養殖	19	1,160	1,160	100.0	7,606	○	適切かつ有効に活用されている
第1170号	ひび建養殖	8	190	320	59.4	1,240	○	適切かつ有効に活用されている
第1171号	ひび建養殖	10	280	330	84.8	1,827	○	適切かつ有効に活用されている
第1172号	ひび建養殖	7	360	370	97.3	1,846	○	適切かつ有効に活用されている
第1173号	ひび建養殖	16	800	820	97.6	4,102	○	適切かつ有効に活用されている
第1174号	ひび建養殖	27	1,560	1,700	91.8	7,998	○	適切かつ有効に活用されている
第1175号	ひび建養殖	52	1,880	1,970	95.4	12,265	○	適切かつ有効に活用されている
第1176号	ひび建養殖	26	888	1,090	81.5	5,793	○	適切かつ有効に活用されている
第1177号	ひび建養殖	36	1,672	2,120	78.9	10,908	○	適切かつ有効に活用されている
第1178号	ひび建養殖	45	2,592	2,980	87.0	16,910	○	適切かつ有効に活用されている
第1179号	ひび建養殖	46	2,160	2,560	84.4	14,092	○	適切かつ有効に活用されている
第1180号	ひび建養殖	43	2,104	2,700	77.9	13,726	○	適切かつ有効に活用されている
第1181号	ひび建養殖	27	1,344	1,680	80.0	8,768	○	適切かつ有効に活用されている
第1182号	ひび建養殖	49	1,900	1,950	97.4	12,396	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	柵数 (柵)	張込可能 柵数	行使率 (%)	水揚げ枚数 (千枚)	点検結果	評価
第1183号	ひび建養殖	32	1,700	2,170	78.3	11,091	○	適切かつ有効に活用されている
第1184号	ひび建養殖	20	864	1,080	80.0	5,637	○	適切かつ有効に活用されている
第1185号	ひび建養殖	13	1,100	1,300	84.6	5,640	○	適切かつ有効に活用されている
第1186号	ひび建養殖	19	1,700	2,000	85.0	8,716	○	適切かつ有効に活用されている
第1187号	ひび建養殖	19	1,700	2,000	85.0	8,716	○	適切かつ有効に活用されている
第1188号	ひび建養殖	25	1,440	1,800	80.0	7,383	○	適切かつ有効に活用されている
第1189号	ひび建養殖	19	380	380	100.0	1,948	○	適切かつ有効に活用されている
第1190号	ひび建養殖	5	220	370	59.5	1,128	○	適切かつ有効に活用されている
第1191号	ひび建養殖	31	1,620	1,970	82.2	8,306	○	適切かつ有効に活用されている
第1192号	ひび建養殖	31	1,620	1,950	83.1	8,306	○	適切かつ有効に活用されている
第1193号	ひび建養殖	19	864	1,260	68.6	5,665	○	適切かつ有効に活用されている
第1194号	ひび建養殖	13	640	910	70.3	3,417	○	適切かつ有効に活用されている
第1195号	ひび建養殖	11	768	970	79.2	4,100	○	適切かつ有効に活用されている
第1196号	ひび建養殖	19	944	1,360	69.4	6,190	○	適切かつ有効に活用されている
第1197号	ひび建養殖	13	800	1,160	69.0	5,246	○	適切かつ有効に活用されている
第1198号	ひび建養殖	14	640	930	68.8	3,417	○	適切かつ有効に活用されている
第1199号	ひび建養殖	10	480	1,040	46.2	3,132	○	適切かつ有効に活用されている
第1200号	ひび建養殖	20	984	1,620	60.7	6,420	○	適切かつ有効に活用されている
第1201号	ひび建養殖	8	312	670	46.6	2,035	○	適切かつ有効に活用されている
第1202号	ひび建養殖	22	1,008	1,540	65.5	6,576	○	適切かつ有効に活用されている
第1203号	ひび建養殖	8	480	600	80.0	2,563	○	適切かつ有効に活用されている
第1204号	ひび建養殖	8	576	640	90.0	3,075	○	適切かつ有効に活用されている
第1205号	ひび建養殖	9	416	730	57.0	2,714	○	適切かつ有効に活用されている
第1206号	ひび建養殖	9	400	490	81.6	2,136	○	適切かつ有効に活用されている
第1207号	ひび建養殖	17	608	890	68.3	3,246	○	適切かつ有効に活用されている
第1208号	ひび建養殖	18	768	1,160	66.2	5,036	○	適切かつ有効に活用されている
第1209号	ひび建養殖	7	448	690	64.9	2,938	○	適切かつ有効に活用されている
第1210号	ひび建養殖	16	448	600	74.7	2,392	○	適切かつ有効に活用されている
第1211号	ひび建養殖	7	288	520	55.4	1,888	○	適切かつ有効に活用されている
第1212号	ひび建養殖	8	1,248	3,190	39.1	3,645	○	適切かつ有効に活用されている
第1213号	ひび建養殖	8	1,392	3,740	37.2	4,066	○	適切かつ有効に活用されている
第1214号	ひび建養殖	7	288	2,630	11.0	841	○	適切かつ有効に活用されている
第1215号	ひび建養殖	18	880	1,120	78.6	1,787	○	適切かつ有効に活用されている
第1216号	ひび建養殖	0	0	2,560	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1217号	ひび建養殖	25	2,080	3,300	63.0	4,224	○	適切かつ有効に活用されている
第1218号	ひび建養殖	20	960	2,000	48.0	1,950	○	適切かつ有効に活用されている
第1219号	ひび建養殖	23	1,312	2,510	52.3	2,665	○	適切かつ有効に活用されている
第1221号	ひび建養殖	6	260	1,760	14.8	739	○	適切かつ有効に活用されている
第1222号	ひび建養殖	17	912	1,980	46.1	1,852	○	適切かつ有効に活用されている
第1224号	ひび建養殖	20	1,216	1,990	61.1	2,470	○	適切かつ有効に活用されている
第1226号	ひび建養殖	18	1,072	2,270	47.2	2,177	○	適切かつ有効に活用されている
第1227号	ひび建養殖	10	0	640	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1228号	ひび建養殖	0	0	1,100	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1229号	ひび建養殖	16	740	820	90.2	1,503	○	適切かつ有効に活用されている
第1230号	ひび建養殖	8	280	430	65.1	569	○	適切かつ有効に活用されている
第1231号	ひび建養殖	30	1,572	2,040	77.1	3,193	○	適切かつ有効に活用されている
第1232号	ひび建養殖	29	1,820	2,610	69.7	3,696	○	適切かつ有効に活用されている
第1233号	ひび建養殖	5	200	640	31.3	584	○	適切かつ有効に活用されている
第1234号	ひび建養殖	9	1,120	1,300	86.2	3,272	○	適切かつ有効に活用されている
第1235号	ひび建養殖	9	820	2,980	27.5	2,395	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	柵数 (柵)	張込可能 柵数	行使率 (%)	水揚枚数 (千枚)	点検結果	評価
第1236号	ひび建養殖	8	320	720	44.4	909	○	適切かつ有効に活用されている
第1237号	ひび建養殖	10	720	1,200	60.0	2,046	○	適切かつ有効に活用されている
第1238号	ひび建養殖	9	1,200	1,770	67.8	3,505	○	適切かつ有効に活用されている
第1239号	ひび建養殖	9	980	1,040	94.2	2,863	○	適切かつ有効に活用されている
第1240号	ひび建養殖	10	1,680	2,830	59.4	4,773	○	適切かつ有効に活用されている
第1241号	ひび建養殖	14	1,260	1,620	77.8	3,580	○	適切かつ有効に活用されている
第1242号	ひび建養殖	10	1,080	1,350	80.0	3,068	○	適切かつ有効に活用されている
第1243号	ひび建養殖	14	1,400	1,400	100.0	3,977	○	適切かつ有効に活用されている
第1244号	ひび建養殖	6	1,800	3,410	52.8	5,114	○	適切かつ有効に活用されている
第1245号	ひび建養殖	25	2,720	3,420	79.5	7,728	○	適切かつ有効に活用されている
第1246号	ひび建養殖	20	2,400	3,710	64.7	6,818	○	適切かつ有効に活用されている
第1247号	ひび建養殖	0	0	570	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1248号	ひび建養殖	26	3,500	4,160	84.1	9,944	○	適切かつ有効に活用されている
第1249号	ひび建養殖	21	2,160	3,700	58.4	6,137	○	適切かつ有効に活用されている
第1250号	ひび建養殖	25	1,060	1,170	90.6	3,011	○	適切かつ有効に活用されている
第1251号	ひび建養殖	43	1,300	1,300	100.0	3,693	○	適切かつ有効に活用されている
第1252号	ひび建養殖	46	1,550	1,560	99.4	4,404	○	適切かつ有効に活用されている
第1253号	ひび建養殖	44	1,800	1,820	98.9	5,114	○	適切かつ有効に活用されている
第1254号	ひび建養殖	15	700	720	97.2	1,989	○	適切かつ有効に活用されている
第1255号	ひび建養殖	21	920	930	98.9	2,614	○	適切かつ有効に活用されている
第1256号	ひび建養殖	30	1,560	1,560	100.0	4,432	○	適切かつ有効に活用されている
第1257号	ひび建養殖	43	1,800	1,820	98.9	5,114	○	適切かつ有効に活用されている
第1258号	ひび建養殖	30	1,480	1,560	94.9	4,205	○	適切かつ有効に活用されている
第1259号	ひび建養殖	17	800	980	81.6	2,273	○	適切かつ有効に活用されている
第1260号	ひび建養殖	45	1,680	1,680	100.0	4,773	○	適切かつ有効に活用されている
第1261号	ひび建養殖	41	1,260	1,440	87.5	3,580	○	適切かつ有効に活用されている
第1262号	ひび建養殖	24	840	860	97.7	2,386	○	適切かつ有効に活用されている
第1263号	ひび建養殖	22	890	900	98.9	2,528	○	適切かつ有効に活用されている
第1264号	ひび建養殖	5	848	3,420	24.8	254	○	適切かつ有効に活用されている
第1265号	ひび建養殖	5	704	2,950	23.9	211	○	適切かつ有効に活用されている
第1266号	ひび建養殖	5	128	550	23.3	38	○	適切かつ有効に活用されている
第1267号	ひび建養殖	10	1,008	1,810	55.7	302	○	適切かつ有効に活用されている
第1268号	ひび建養殖	10	800	1,130	70.8	240	○	適切かつ有効に活用されている
第1269号	ひび建養殖	10	480	860	55.8	144	○	適切かつ有効に活用されている
第1272号	ひび建養殖	5	20	760	2.6	1	○	適切かつ有効に活用されている
第1273号	ひび建養殖	5	500	1,130	44.2	27	○	適切かつ有効に活用されている
第1277号	浮き流し養殖	5	1,120	2,950	38.0	59	○	適切かつ有効に活用されている
第1278号	ひび建養殖	12	500	510	98.0	3,501	○	適切かつ有効に活用されている
第1279号	ひび建養殖	0	0	500	0.0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1280号	ひび建養殖	0	0	480	0.0	0	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第1281号	ひび建養殖	13	560	910	61.5	3,526	○	適切かつ有効に活用されている
第1282号	ひび建養殖	14	630	680	92.6	3,967	○	適切かつ有効に活用されている
第1283号	ひび建養殖	19	840	1,250	67.2	5,289	○	適切かつ有効に活用されている
第1284号	ひび建養殖	17	680	780	87.2	4,282	○	適切かつ有効に活用されている
第1287号	ひび建養殖	8	352	720	48.9	715	○	適切かつ有効に活用されている
第1288号	ひび建養殖	10	704	950	74.1	211	○	適切かつ有効に活用されている

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（かきひび建て養殖）		
報告対象期間	令和3年4月1日	から	令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29m ³
・ その他の取組	

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第2001号	ひび建養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2002号	ひび建養殖	3	0	無	×	適切かつ有効に活用されている
第2003号	ひび建養殖	1	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2004号	ひび建養殖	3	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2005号	ひび建養殖	1	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2006号	ひび建養殖	11	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2007号	ひび建養殖	1	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2008号	ひび建養殖	15	16,000	有	○	適切かつ有効に活用されている
第2009号	ひび建養殖	5	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2010号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2011号	ひび建養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第2012号	ひび建養殖	16	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2013号	ひび建養殖	13	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2014号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている

令和4年7月21日

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（かき垂下式養殖）		
報告対象期間	令和3年4月1日	から	令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・漁業権行使規則の取組実績	・行使規則の遵守
・区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	
・その他の取組	・潜水による養殖施設の繫留状況確認を実施。

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第2101号	ひび建養殖	16	13,630	有	○	適切かつ有効に活用されている
第2102号	ひび建養殖	1	428	有	○	適切かつ有効に活用されている

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（もがいひび建て養殖）		
報告対象期間	令和3年4月1日	から	令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29m ³
・ その他の取組	・ 県が配布する採苗器の設置 ・ 海底耕うんの実施

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第3001号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3002号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3003号	ひび建養殖	0	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3004号	ひび建養殖	4	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3005号	ひび建養殖	54	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3006号	ひび建養殖	33	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3007号	ひび建養殖	7	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3008号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3009号	ひび建養殖	3	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3010号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3011号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3012号	ひび建養殖	3	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3013号	ひび建養殖	7	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3014号	ひび建養殖	5	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3015号	ひび建養殖	2	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3016号	ひび建養殖	33	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3017号	ひび建養殖	4	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3018号	ひび建養殖	8	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3019号	ひび建養殖	7	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3020号	ひび建養殖	61	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3021号	ひび建養殖	0	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3022号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3023号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第3024号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3025号	ひび建養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3026号	ひび建養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3027号	ひび建養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3028号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3029号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3030号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（もがい地撒き養殖）		
報告対象期間	令和3年4月1日	から	令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29m ³
・ その他の取組	

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第3301号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3302号	地撒養殖	9	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3303号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3304号	地撒養殖	4	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3305号	地撒養殖	2	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3306号	地撒養殖	54	15,762	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3307号	地撒養殖	33	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3308号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3309号	地撒養殖	9	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3310号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3311号	地撒養殖	9	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3312号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3313号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3314号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3315号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3316号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3317号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3318号	地撒養殖	2	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3319号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3320号	地撒養殖	4	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3321号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3322号	地撒養殖	8	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3323号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3324号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第3325号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3326号	地撒養殖	8	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3327号	地撒養殖	4	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3328号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3330号	地撒養殖	6	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3331号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3332号	地撒養殖	9	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3333号	地撒養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3334号	地撒養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3335号	地撒養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3336号	地撒養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3337号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3338号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3339号	地撒養殖	8	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3340号	地撒養殖	8	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3341号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3342号	地撒養殖	6	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3343号	地撒養殖	6	0	無	○	適切かつ有効に活用されている

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合
漁業権の種類	第三種区画漁業権（あさり地撒き養殖）
報告対象期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29㎡
・ その他の取組	・ 海底耕うん

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第4001号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4002号	地撒養殖	5	2	有	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4003号	地撒養殖	1	100	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4004号	地撒養殖	1	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4005号	地撒養殖	3	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4006号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4007号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4008号	地撒養殖	3	50	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4009号	地撒養殖	16	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4010号	地撒養殖	16	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4011号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4012号	地撒養殖	46	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4013号	地撒養殖	32	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4014号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4015号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4016号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4017号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4018号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4020号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4021号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4022号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4023号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4024号	地撒養殖	12	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4025号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4026号	地撒養殖	119	0	無	○	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4027号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第4028号	地撒養殖	119	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4029号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4030号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4031号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4032号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4033号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4034号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4035号	地撒養殖	136	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4036号	地撒養殖	57	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4037号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4038号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4039号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4040号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4041号	地撒養殖	57	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4042号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4043号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4044号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4045号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4046号	地撒養殖	119	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4047号	地撒養殖	119	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4048号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4049号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4050号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4051号	地撒養殖	57	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4052号	地撒養殖	119	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4054号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4055号	地撒養殖	15	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4056号	地撒養殖	1	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4057号	地撒養殖	3	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4058号	地撒養殖	2	1,735	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4059号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4060号	地撒養殖	8	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4061号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4062号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4063号	地撒養殖	119	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4064号	地撒養殖	119	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4065号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第4066号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（あげまき地撒き養殖）		
報告対象期間	令和3年4月1日	から	令和4年3月31日

1 資源管理の状況等	
・ 漁業権行使規則の取組実績	・ 行使規則の遵守
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組	・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29㎡
・ その他の取組	

2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第5001号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5002号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5003号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5004号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5005号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5006号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5007号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5008号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5009号	地撒養殖	3	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5010号	地撒養殖	25	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5011号	地撒養殖	24	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5012号	地撒養殖	25	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5013号	地撒養殖	13	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5014号	地撒養殖	13	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5015号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5016号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5017号	地撒養殖	13	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5018号	地撒養殖	5	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5019号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5020号	地撒養殖	5	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5021号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5022号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5023号	地撒養殖	14	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5024号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5025号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5026号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5027号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導

2 漁場の活用の状況

漁業権免許番号 (有区)	漁業権の種類	行使者数 (人)	水揚量 (Kg)	行使状況	点検結果	評価
第5028号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5029号	地撒養殖	5	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5030号	地撒養殖	5	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5031号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5032号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5033号	地撒養殖	2	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5034号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5035号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5036号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5037号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5038号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5039号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5040号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5041号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5042号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5043号	地撒養殖	4	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5044号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5045号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5046号	地撒養殖	119	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5047号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5048号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5049号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第5050号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第5051号	地撒養殖	27	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5052号	地撒養殖	0	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導
第5053号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第5054号	地撒養殖	136	0	無	×	利用実態がなく漁業法第91条第1項、第2項の規定に基づき指導

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合
漁業権の種類	第三種区画漁業権（くまさるぼう地撒き養殖）
報告対象期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/6～2/19まで、計10回（50日間） 回収量152.29m ³				
・ その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第6001号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6002号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6003号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6004号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6005号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6006号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6007号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用
第6008号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市セツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

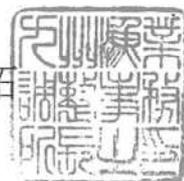
徳永 重昭

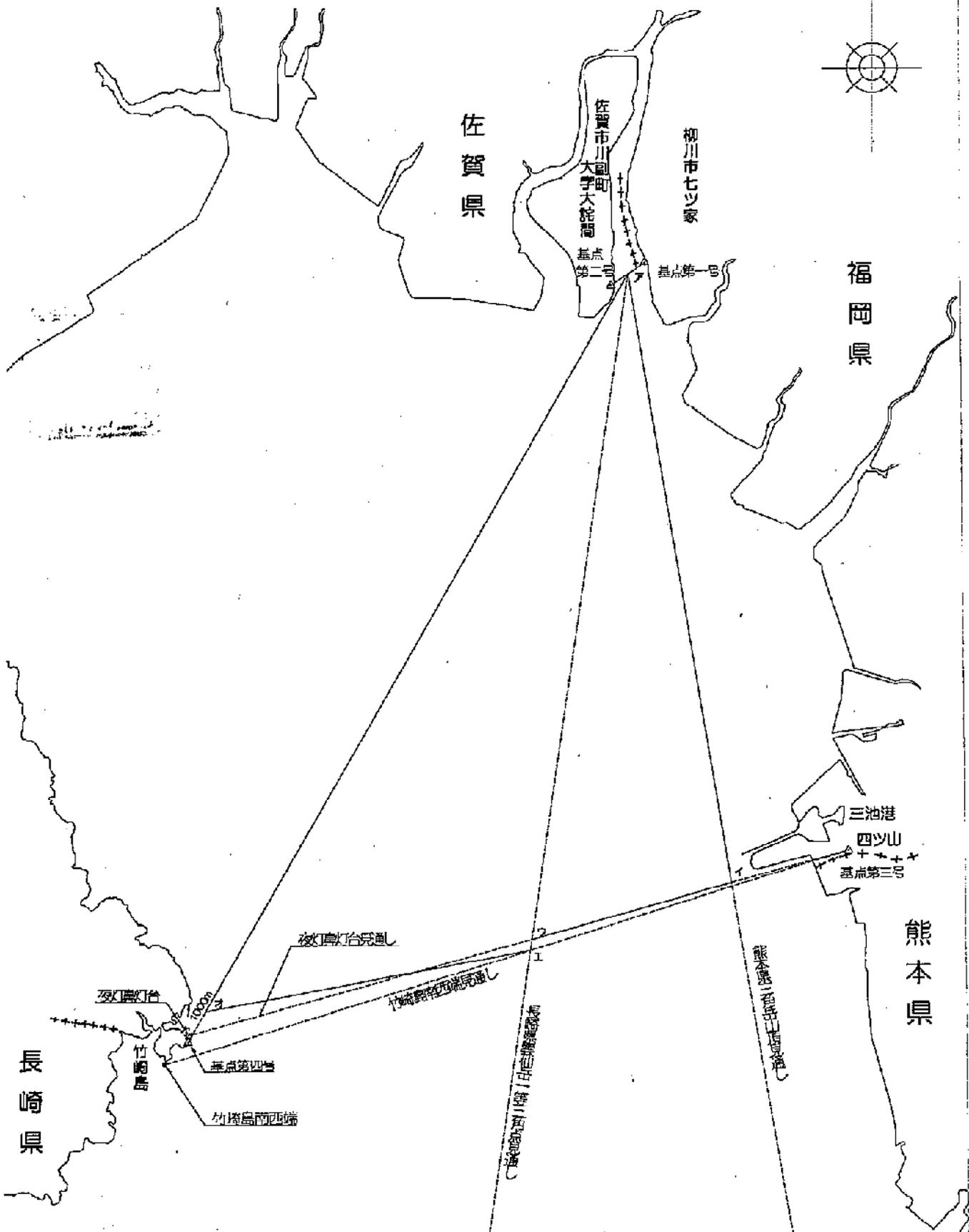
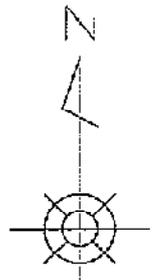


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



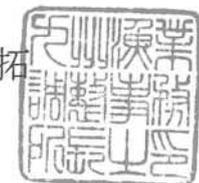
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



水産第 3372 号
令和 4 年 11 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



雑魚三重流し刺網漁業の許可方針（案）について（諮問）

標記漁業については、令和 5 年 2 月 28 日で許可の有効期間が満了となります。
つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 5 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

V 雑魚三重流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚三重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 <u>180隻</u></p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク各点を順次に結んだ直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 佐賀市川副町大字大詫間字昭和瀬南西角 イ 128号鋼管と141号鋼管を結んだ線の延長線で141号鋼管から700メートルの点 ウ 11号鋼管と129号鋼管を結んだ線の延長線で129号鋼管から800メートルの点 エ 35号鋼管 オ 304号鋼管と321号鋼管を結んだ線の延長線で321号鋼管から600メートルの点 カ 432号鋼管 キ 425号鋼管 ク 亀の瀬灯台</p> <p>6 漁業時期 のり養殖支柱撤去完了日の翌日からその年の8月31日まで</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚三重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 <u>170隻</u></p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク各点を順次に結んだ直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 佐賀市川副町大字大詫間字昭和瀬南西角 イ 128号鋼管と141号鋼管を結んだ線の延長線で141号鋼管から700メートルの点 ウ 11号鋼管と129号鋼管を結んだ線の延長線で129号鋼管から800メートルの点 エ 35号鋼管 オ 304号鋼管と321号鋼管を結んだ線の延長線で321号鋼管から600メートルの点 カ 432号鋼管 キ 425号鋼管 ク 亀の瀬灯台</p> <p>6 漁業時期 のり養殖支柱撤去完了日の翌日からその年の8月31日まで</p>

<p>で</p> <p>7 漁業を営む者の資格</p> <p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(4) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和5年2月28日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、180件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年7月29日までの期間において合計数が180件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最</p>	<p>で</p> <p>7 漁業を営む者の資格</p> <p>(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(4) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から令和5年1月10日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、170件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年7月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が170件に到達す</p>
---	---

<p>後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けられたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>180</u>件に到達した日以降から令和4年7月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いはいは、上記1から3に同じ。</p> <p>第4 許可の基準 合計数が<u>180</u>件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けられた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p>	<p>るまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けられたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>170</u>件に到達した日以降から令和9年7月9日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いはいは、上記3に同じ。</p> <p>第4 許可の基準 合計数が<u>170</u>件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けられた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和5年2月28日までに受付けられた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた</p>
---	--

<p>者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) <u>基準日から過去5年間において当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</u></p> <p>(4) <u>基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(5) <u>基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(6) <u>上記(1)から(5)に該当しない者</u></p> <p>第5 条件</p> <p>1 使用する網の長さは、200メートル(仕立上り)以下、網丈は4メートル以下、網の目は外網23センチメートル以上、内網7センチメートル以上とする。</p> <p>2 使用する漁具は1統でなければならぬ。</p> <p>3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</p>	<p>者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) <u>基準日から過去5年間において当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</u></p> <p>(4) <u>基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(5) <u>基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(6) <u>上記(1)から(5)に該当しない者</u></p> <p>第5 条件</p> <p>1 使用する網の長さは、200メートル(仕立上り)以下、網丈は4メートル以下、網の目は外網23センチメートル以上、内網7センチメートル以上とする。</p> <p>2 使用する漁具は1統でなければならぬ。</p> <p>3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</p>
--	--

水産第 3374 号
令和 4 年 11 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



小型機船底びき網漁業（長柄じょれん船びき漁業）の
許可方針（案）について（諮問）

標記漁業については、令和 5 年 2 月 28 日で許可の有効期間が満了となります。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 5 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

小型機船底びき網漁業（長柄じょれん船びき漁業）

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 手繰第3種漁業 長柄じょれん船びき漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 制限なし 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 推進機関の馬力数は、450キロワット以下とする。ただし、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる漁船の推進機関の馬力数は、90馬力以下とする。 5 操業区域 佐賀県有明海漁業協同組合が所有する第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内。ただし、所属する支所に関する第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内に限る。 6 漁業時期 3月1日から8月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内において、当該漁業の行使者が、その養殖もがいを採捕する場合に限る。 (2) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 手繰第3種漁業 長柄じょれん船びき漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 制限なし 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 推進機関の馬力数は、450キロワット以下とする。ただし、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる漁船の推進機関の馬力数は、90馬力以下とする。 5 操業区域 佐賀県有明海漁業協同組合が所有する第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内。ただし、所属する支所に関する第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内に限る。 6 漁業時期 3月1日から8月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 第3種区画漁業権（もがい養殖業）漁場内において、当該漁業の行使者が、その養殖もがいを採捕する場合に限る。 (2) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以

<p>下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(3) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(4) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和5年2月28日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 規則第11条第1項に基づく公示をした日から令和4年7月29日まで</p> <p>第4 条件</p> <p>1 作業時間は、次のとおりとする。 3月・・・午前6時00分から午後6時00分まで 4月・・・午前5時30分から午後7時00分まで 5月以降・・・午前5時00分から午後7時30分まで</p> <p>2 作業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第41号に規定する標識旗(漁協標識旗)を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p>	<p>下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(3) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(4) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 規則第11条第1項に基づく公示をした日から令和9年7月30日まで</p> <p>第4 条件</p> <p>1 作業時間は、次のとおりとする。 3月・・・午前6時00分から午後6時00分まで 4月・・・午前5時30分から午後7時00分まで 5月以降・・・午前5時00分から午後7時30分まで</p> <p>2 作業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第41号に規定する標識旗(漁協標識旗)を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p>
--	---